

## 建賠について教えて?

### Q1:保険のタイプは選べますか?

A1: 支払限度額(1事故5千万円から5億円の5種類)と1事故あたりの免責金額(10万円から300万円の6種類)の組み合わせで自由に保険タイプを選べます。



### Q2:年間保険料はどのくらいですか?

A2: 事務所の年間設計監理売上げと保険タイプで変わります。また、最低保険料は3万円/年間です。標準的な保険タイプのEタイプ免責10万円(1事故につき)の場合、年間設計監理売上げが2806万円までは3万円/年間になります(会員の場合)。それ以上の売上げの場合や詳細は下記にお問い合わせ下さい。

### Q3:長い間無事故の場合、何か特典はないのですか?

A3: 加入後10年間保険事故が無かった場合には、保険料が割引されます。逆に保険事故があった場合には事故件数により割増されます。

### Q4:どのような場合に保険金が支払われるのですか?

A4: 設計ミスによる天井内結露で天井材が落下するなど建築物に物理的な「滅失や破損」が生じた場合の他にも、そうした事故に伴って家具が壊れてしまったというような財物損壊、設計ミスで空調の効きが悪いといった建築設備の機能不足、不適切な床の段差のために利用者が転んでケガをしたというような人身傷害、これらも支払いの対象になります。

### Q5:どういうきっかけで保険に入る人が多いのですか?

A5: 改正された建築士法で、保険の加入状況を情報開示することが求められるようになったこと、入札参加の要件にする地方自治体ができしたこと、建築紛争対策として期待されることなどがきっかけで建賠に入られた事務所さんが多いようです。

### Q6:事故例や支払い事例について詳しく知りたいのですが、情報をいただけませんか?

A6: 加入者向けサービスとして、設計ミス・建築事故防止のお役に立つような各種セミナー・勉強会を開催しております。また下記ホームページもぜひご活用下さい。

「建賠」についてもう少し知りたいと思ったら……

ホームページをご覧下さい。 <http://www.njr.or.jp/insurance/>

または下記のお問合せ票に記入してファックス下さるか、メール(njs@nichijiren-service.com)にてお問合せ下さい。  
日事連の指定保険代理店「日事連サービス」の担当者からご連絡を差し上げます。

送付先:有限会社日事連サービス FAX 03-3552-1066 電話 03-3552-1077

「建賠」お問い合わせおよび資料請求票		年 月 日	建築士事務所協会	<input type="checkbox"/> 会員	<input type="checkbox"/> 非会員
事務所名		事務所住所			
代表者名		連絡先Tel			
担当者名		連絡先Fax			
<input type="checkbox"/> 資料を送付してほしい <input type="checkbox"/> 担当者から電話が欲しい <input type="checkbox"/> その他					

(ご注意)このリーフレットは、日事連・建築士事務所賠償責任保険(建賠)の概略をご紹介するためのものです。  
詳しい内容につきましては、必ず正規パンフレットの保険約款を参照いただきますようお願い申し上げます。

# けんばい 建賠

は、あなたの事務所をサポートします

<http://www.njr.or.jp/insurance/>

日事連・建築士事務所賠償責任保険  
(建築家賠償責任保険)

社団法人 日本建築士事務所協会連合会(日事連)

えつ?  
まだ保険に入っていないのですか!?



# こんな時にあなたの事務所をサポートします。

## 設計等の業務ミスによる損害賠償をカバー

例えば、「構造設計上の考慮が足りず、積雪の重みで屋根が落ちた！」  
こんな時にサポートします。

## 設備の機能的な不具合による損害賠償をカバー

例えば、「計算ミスにより設計図書で指定した配管の排水能力が不足し、オーバーフローした！」  
こんな時にサポートします。

## 設計に起因するミスによる第三者へのケガをカバー

例えば、「ベランダの手摺を基準通り設計したが、空調用室外機を近くに設置したため、それに乗った子供が手摺から転落してケガをした！」  
こんな時にサポートします。

## 訴訟の際の事故原因調査費などをカバー

例えば、「発注者から設計上のミスが原因と提訴され、それに反証するための原因調査や意見書作成が必要になった！」  
こんな時にサポートします(保険会社の事前承認が必要です)。

## 地盤に関わる事故をカバー

例えば、「地盤調査資料を読み違い、建築物に基準以上の不同沈下が発生し、壁に亀裂が生じた！」  
こんな時にサポートします。



## さらに建築士事務所協会会員の皆様には…

### 法適合確認ミスによる損害賠償をカバー

例えば、「構造の法適合確認を依頼され法適合確認業務を行ったが、設計ミスを見逃し、その建築物の破損を伴う事故が発生し、その責任を負担する事になった！」  
こんな時にサポートします。

### 会員割引制度が適用されます

建築士事務所協会の会員事務所さんの場合は年間保険料が割り引かれます。

### さらなる会員特典の拡大 (平成24年度より導入予定)

### 事故割増率の緩和が受けられます

事故を起こして保険金が支払われると翌年から保険料が割り増しになりますが、会員の場合は割増率が低減されます。

### 地盤に関わる事故の補償が拡充されます

地盤に関する事故の場合、通常は支払保険金が50%に減額されますが、会員の場合は60%に緩和されます。

### 廃業後の補償も用意されています

事務所が廃業閉鎖された後も建築士個人の責任が追及される場合に備え、廃業後5年間の事故補償を付けられます(廃業時に別途契約)。

## 日事連・建築士事務所賠償責任保険(建賠)の特長

- 建築士事務所を賠償事故から守ります。
- 年間の売上(設計・監理料)に応じて保険料を選べます。
- 保険料は全額経費として損金処理できます。
- 加入期間中はずっと補償されます。
- 建築士事務所協会の会員だけの割引制度があります。

## 保険の対象となる「設計等の業務」

### ①「設計図書」の作成業務

「設計図書」とは建築物の工事実施のために必要な図面(基本設計・実施設計図等をいい、施工図、指示図を除きます)および仕様書をいいます。

### ②施工者に対する「指示書」の作成業務

「指示書」とは、建築物が「設計図書」の設計意図どおり実現するように施工者に対し「設計図書」の補足を行う図面または文書をいいます。

### ③「施工図」の承認業務

「施工図」とは、「設計図書」を実際に施工に移す場合に作成される図面(工作図、施工計画図等、施工の方法、手段、技術、手順、安全計画等を示した図面を除きます)をいいます。

## 対象となる「建築物」

### ①建築基準法第2条第1号に規定する建築物

### ②上記①に附属し物理的に一体をなしている工作物